

山崎郷土叢

No. 87

8. 4. 30

兵庫県宍粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話 62-2000

高家庄と宇野氏（上）

— 宍粟郡の荘園制（四） —

岩井忠彦

はじめに

宍粟郡内の荘園の成立は全般的にかなり遅く、成立が史料の上で確認できるのはすべて平安時代の中期以降のことである。その傾向は南部で特に著しく、石作庄と安志庄が平安時代末期、柏野庄と高家庄は鎌倉時代の初期、野口保が鎌倉後期、比地御祈保にいたっては室町時代になって、ようやく文書に初出する。もちろんそれらの文書はいずれも立荘当初のものではないから、それ以前にそれぞれの荘園が成立していたことはいうまでもない。しかし、いずれにしても成立の時期を平安前期以前にまでさかのぼることは難しく、初期荘園に属する可能性のあるものは存在しないと考えてよい。

目次

- ① 高家庄と宇野氏（上）…………… 岩井忠彦…1
- ② 松平備後守恒元と家中分限帳…………… 堀口春夫…9
- ③ 金屋村鑄物師長谷川氏の研究…………… 片山昭悟…21
- ④ 年貢米銀仮割帳(3)
— 尼崎藩庄屋文書 —…………… 久保寅夫…27
- ⑤ 秋の研修旅行記…………… 垣口正信…33
- ⑥ 事務局だより…………… 38

また、郡内の荘園の規模はいずれも比較的小さく、時代を下つてからも国衛の干渉を受けているものがかなり多い（拙稿「宍粟郡の荘園制——概説」）。その最大の原因は、律令国家成立期前後の宍粟郡の開発段階の状況によるものと思われる。

『播磨風土記』によれば、現在の山崎町域には比治・高屋（高家）・柏野および石作（一宮町南部を含む）の四つの里が成立していた。さらに、里とするには戸数が足りない「余戸里」もあったことが、平城宮跡から出土した木簡によって知られる（『平城

宮発掘調査出土木簡概報』十一。余戸里は平安時代以降の土万郷・土万村にあたるものと考えられる。一里は五十戸を標準としたとされるが、ここにいる戸とは郷戸のことで、それは十人前後の家族からなる房戸が数戸集まって形成される。したがって、当時の地域の人口を試算すると六千人前後にも達していたことになる。これは相当な人口密度であり、これだけの人口を支持できたという事実は、可耕地の多くがこのころすでに耕地化されていたことを示す。また、律令国家初期の段階ですでに開発を終わっていたこれらの耕地の大半は、当然その時点で公領になっていたはずである。開発型の大規模な初期荘園が設定されず、平安時代中期以降に寄進によって成立したとみられる小規模な荘園が多いのはそのためで、国衛の進止権が根強く残っていたのもまた同じ理由によるものと思われる。本稿で考察の対象とする高家庄も、宍粟郡南部に成立した、そのような荘園の一つである。

創業明治28年・さつき本舗

四季の菓子

御進物・おみやげ・お茶うけに、四季折々の
真心こめた手づくりの御菓子を

御菓子司  あらき

本店・播州山崎町さつき通り (電)62-0170
山田店・播州山崎町山田 (電)62-0160

高屋里・高家郷と高家庄

本論に入る前に、高家庄の位置について簡単に触れておきたい。「高家」の名は、先述のように『播磨国風土記』に高屋里（高家里）として現れるのが現在のところ最も古い例である。また、この里には「都太川」と「塩の村」が含まれており、それぞれ現在の伊沢川と庄能に比定できるから、それが伊沢川流域を占める里であったことは疑いない。

ついで、平安時代に源順が編纂した『和名類聚抄』（『和名抄』）にも宍粟郡八郷の一つとして高家郷があり、高山寺本には「多以恵」と訓じている。これが『播磨国風土記』にみえる高屋里が郷と改められたものであることに異論はないであろう。

さらに下って、江戸時代に片岡醇徳が著した『播州完粟郡誌』にも高家郷があり、

- 一 高家郷 高家村（今は庄能村と云）今宿村 枝出石 上寺村 生谷村 中町村 横須村 上町村 片山村 下町村 枝長泉寺大谷村（又竹の内とも云う） 下牧谷村

此十二ヶ村生神同。右の内、高家・今宿・上寺の外は俗に伊沢谷と云う。

下野村 中野村 上野村
此三ヶ村を都多谷と云う。生神同。

小茅野村
村数都而拾六ヶ村

と、それに属する村名を挙げている。ここにいう高家郷は古代の高屋里や高家郷にあたることもまず疑いがない。また、ここにいう村名によって、高家郷の領域もまた明らかであろう。なお、山崎町の東北部には鎌倉時代に野口保が成立するが、それに含まれていたと思われる岸田・野々上・田井・五十波の四か村（『播州完粟郡誌』には、これらの村について「俗に野口の庄という」とある）は地理的にみても古代には石作里の領域であったとするのが妥当であろう。高家庄の領域についての詳細は後述するが、時代的に両者の中間に位置するものであるから、とりあえずかつての高屋里・高家郷にあたる、伊沢川流域に成立した荘園としておく。いずれにしても、その広さからみて他の宍粟郡内の荘園と同様に比較的小規模なものといってよい。なお、高家の名を持つ荘園は伊勢国名張郡の著名なものをはじめとして他の地方にも少なくないので、史料の取扱いには注意を要する。

安嘉門院領高家庄

高家庄が史料の上に初出するのは、次に引用する天福元年（一二三三年）のものとして推定される尊性法親王書状である（『鎌倉遺文』所収「山城真経寺所藏法華経裏文書」）。冒頭部分は欠けているが、最初の史料であるのでとりあえず全文を引用しておく。

其後雨彌甚深見候、今日なとも定降候歟、非天災之条、必然候歟、悦思給候、

抑安嘉門院領播磨国高家・柏野庄、自国衛不可入使者候之由、去比乍存知驚罷過候処行兼放入使者候、可顛倒之由承候、内府若申入旨候者、為御存知、故院庁下文案進入候、可被得此御意候、縦雖新立庄、相当此御時申入事、強非難義候、何況法皇御時被定置候事、被没倒候之条、殊痛存候之旨、念進入候、此旨可令申入給、尊性言上

七月一日

尊性 上

進上

人々御中

この文書によって、高家郷はおそくとも十三世紀には荘園化し、安嘉門院領高家庄になっていたことが知られる。なお、安嘉門院は後堀河天皇の同母姉の邦子（父は後高倉院）のことである。彼女は承久三年（一二二二）に内親王宣下、同年に後堀河天皇の准母として立皇后され、皇后と尊称された。

高家庄が成立した年次については、これ以前前の文書がないので現

5月中旬中広瀬
に新店舗オープン予定!

事務用品
OA機器
スチール家具
修理メンテナンスの専門店

イトーオフィスサービス(株)

兵庫県山崎町中央通商店街
TEL(0790) 62-0126
FAX(0790) 62-5920

在のところ不明とするほかはない。しかし、この文書に「たとえ新立の庄といえども」とあるところをみると、立券されたのはそれほど古いことではなく、天福年間からみて最近のことであると推定される。

また、この時期の高家庄には不入権が必ずしも確立しておらず、国衛からの干渉を受けていたことがうかがえる。それは、同じ天福元年のものと思われる九月八日付の尊性法親王書状に

抑播州所領高家・柏野庄、院宣今明念可被下候、惣揆注使長衛法師下向之由承候間、如先度乱入事も候者、後悔不可有之程候之間念賜院宣、可成安堵候、案文ハ先度進入了

とあり、さらに九月十一日付の書状にも

昨日被仰下候女院御領三箇処大嘗会役事、以注文進入候処、早以此旨可令致其沙汰候之由被申候也、但拔穂使之乱入、付公私有損無益云々、然者可被彼貌藉之由、被仰下奉行人国司等、於所役者、任注

呉服とジュエリー

とくさや

本店 本町(さつき通り) 62-1680

咲ランド3F呉服のとくさや 63-0568
 // 2Fジュエリーとくさや 63-0557

文、可有御沙汰之由、内々被申候也とあることによつて裏付けられる。

このような国衛の圧力があり、それに対抗するためにも、領家は院宣による所有権の確認を求めたのである。このこともまた、高家の地が最近まで公領であり、この時期に新たに立荘された莊園であることを推測させる。速断は避けなければならないが、高家庄は安嘉門院が内親王になって以後に寄進され、成立したのではあるまいか。すくなくとも、他の宍粟郡の莊園と同様に時代が下つてからのものであることは明らかであろう。

この時期に宍粟郡に成立していた莊園で、国衛の進止権の下におかれ、あるいはその干渉を受けていた例は他にもみられる。たとえば、建仁年間(十三世紀初頭)以後、おそらく名目だけの伊和神社神主職を与えられていた文書博士の藤原家が、同社領の名目で所有していた染河内庄や神戸庄がそれである(今江広道「播磨国一宮伊和神社神主職について」所引、宮内庁書陵部所蔵「一宮社関係文書案」)。また、三方西庄(波賀町南部および一宮町西北部)は建武新政期に播磨国の国司である新田義貞の名で大徳寺に寄進の申請があり、後醍醐天皇の承認を得て実現しているところからみて、すくなくとも十四世紀には国衛領に復していたことがわかる(『大徳寺文書』、拙稿「宍粟郡の莊園制―三方西庄に関する若干の考察」)。

さて、以上のように鎌倉時代に入って程なく成立したとみられる高家庄は、その後どのように伝領したのであろうか。

高家庄の名は、天福元年から約七十年余を経た、嘉元四年（一三〇六）に作成された「昭慶門院御領目録」（『広島県史』史料編所収「竹内文平氏旧蔵文書」）の「斤分」の中に再び現れる。

播磨国 高家庄 高二位入道相伝知行之由被下院宣、被寄付歛

喜定院寺要二万疋、相折帳在別帛

（中略）

已上被進院御方、正安四年九月日

これにより、安嘉門院領であった高家庄は、十三世紀後半には高二位入道すなわち高階邦経、およびその先祖が何代かにわたって相続し知行していたこと、さらに正安四年（一三〇二）には後宇多院に伝領したことが知られる。

昭慶門院は龜山天皇の皇女で、永仁四年（一二九六）に院号を受けている。龜山天皇は崩御に先立ってその所領を関係者に分与しており、「昭慶門院御領目録」には昭慶門院以外に伝領した荘園も多数記されている。ともかく、院の権威を利用した領家側の以上のような努力によって、高家庄は国衛の支配下に戻ること免れ、荘園として存続したものと思われる。

『建内記』の高家庄

こうして国衛の干渉を拒否するための努力を傾けていた高家庄の領家にとって、新しい時代が訪れようとしていた。鎌倉末期から建武新政、そして南北朝という変動の時代の中で次第に顕著に

なる、荘園内部の新たな動きである。しかしそれを述べる前に、その後の高家庄の伝領についてみておかなければならない。

「昭慶門院御領目録」以降の百二十年余の間の高家庄については、史料不足のため詳らかにし難い。その名が再び現れるのは、『建内記』正長元年（一四二八）正月廿二日の記事である。

『建内記』は内大臣万里小路（藤原）時房の日記である。すくなくとも永二十一年（一四一四）から康正元年（一四五五）まで書き続けられたものと思われるが、現存するのは永享と文安年間を中心に十七年分にすぎない。しかしこの日記によって、どの

ような曲折を経たもの

か高家庄が万里小路家

に伝領していたことが

知られる。その確実な

年次については正長元

年正月廿二日とするほ

かはないが、推測する

ことは不可能ではない。

すなわち、『建内記』

の嘉吉元年（一四四一）

閏九月六日の条に

万里小路大納言家領

播磨国高家庄、同諸職

田島寸事、任応永四

外科・内科

山中医院

院長 山中陽一

山崎町西町・TEL⑥20036

年七月廿八日御内書之旨、(後略)とあり、また嘉吉元年閏九月記紙背文書にも

播磨国高家庄事

として

万一字野号地頭、掠取前守護下知等歟、(略)、又代官職事、任応永四年御判□□□□(以下不明)

と記されている。「御内書」は御判御教書を書状に近いものにして文書であるから、「御判□□□□」とあるのと同じものを指すと考えてよい。両者の年次が一致するところからみて、それが応永四年(一三九七)に発

されたことは事実であろう。したがって、伝領の時期はこの年もしくはそれ以前のことになる。どのような事情があったものか、「昭慶門院御領目録」が作成された嘉元四年(一三〇六)以後、応永四年までの九十年の間に、高家庄は万里小路家領となったのである。

旅行・観劇・航空券

すぐお応えいたします



神姫観光

〒671-25 兵庫県宍粟郡山崎町鹿沢68 (神姫バス山崎待合所内)
TEL (0790) 62-7588
FAX (0790) 62-7589

「悪党」の時代

高家庄の名が文書に初出する十三世紀から『建内記』が書かれた十五世紀までの間に、荘園はその内部に新しい社会層を生みつつあった。そして領家は、国衛に代わって新たに彼らの挑戦を受けることになる。

南北朝時代に書かれたと考えられる播磨の地誌『峯相記』(斑鳩寺蔵、『続群書類従』第二十八輯上所収)に、

問云。諸国同時ト乍申。当国ハ殊ニ悪党蜂起ノ聞ヘ候。何ノ比ヨリ、張行候ケルヤラム

に始まる有名な一節があり、さらに答云。其古上岡高家等ニ所務相論ノ事共候ケレドモ。サノミ無理ナル事ハ候ハザリケルヤラム」と続く。

高家庄にあったという争論については内容も年次もわからない。また、これが高家庄内部のことか、高家庄と上岡郷の間のことであるのかも知ることはできない。ただ、文永十年(一二七三)十月日付の「播磨国一宮伊和神社神官講衆等言上」(『伊和神社文書』)の書き出しに、

□早任先例□□□□□播磨国野口保雑掌并公文以下、破損神輿神宝、刃傷神官講衆等罪科状
副進

二通 院宣案 当国上岡郷公文真正狼藉事、為傍例備進之

とあることに注意しておきたい。これに続く本文の内容を略記すると、野口保の荘官が六月会供菜の贄川を汚したので、神社は通例により清拔を求めた。ところが野口保側がそれを拒否したので、神官たちが神輿を奉じて野口保に入ったところ、逆に神輿・神宝を壊され神官等を殺傷された。そこで神社側はこの事件に対する処置を守護や幕府に願ひ出た、というのである。ここにいう「上岡郷公文真正の狼藉」はおそらく伊和神社あるいは神社領に対するものであるが、この真正が高家庄とも争ったことがあったこと、つまり『峯相記』にいう「所務相論」の主役であった可能性も十分に考えられよう。

莊園をめぐる争いは、この時期にはまだ「さのみ無理なる事は候わざりける」程度であった。しかし状況は急速に変化する。十四世紀初頭の正安・乾元年間になると、悪党の活動は目に余り耳に満ちるようになった。とはいえ、この時期の悪党たちはそれでもまだ

異類異形ナルアリサマ人倫ニ異ナリ（中略）、人ト面ヲ合ワセズ、忍ビタル（後略）

様子であった。ところがそれから約四半世紀を経た正中・嘉暦年間にもなると、

吉キ馬ニ乗り列レリ、五十騎百騎打ツ、キ引馬唐櫃弓箭兵具ノ類ヒ金銀ヲチリハメ、鎧腹巻テリカ、ヤク計リ（中略）、其振舞先年ニ超過シテ天下の耳目ヲ驚ス
までになったのである。

悪党については、そこに倫理的な頹廢と庄民全体から切り離された行動の孤立を見る立場（石母田正『中世的世界の形成』）もあれば、小農民層を主体とする名主・自営農らの党・一揆であると理解する視点（松本新八郎『中世社会の研究』）もある。しかし、すくなくとも南北朝前後の播磨の悪党たちの実態は、鎌倉幕府により従来から一貫して追捕の対象とされてきた、いわゆる山賊・海賊・夜討・強盗の類とは大きく異なっている。たとえば正和四年（一一三二）十一月日付の「南禅寺領播磨国矢野別名悪党人交名案」（『東寺百合文書』）などに記載された悪党の中には、莊園内部で成長し

たとみられる有力者のほかに、御家人をはじめ相当な位階を持つ僧侶や神官など多彩な人物が含まれている場合が少なくない。そのうえ、各地域を結ぶ悪党のネットワークさえ存在したようである。地域的にも階層的にもそれほど広がりを持つ悪党たちであればこそ、赤松則村を中心に結集

表装全般・新調修復

…古いものを大切に…

表具師 **松本永昌堂**

山崎町鹿沢本通り
TEL62-0122

して建武新政を成功させ、さらにはそれを倒して室町幕府を生み出す原動力になり得たのである（拙稿「中世の赤穂―坂越浦の繁栄と海賊」・「建武新政期における西播磨国人層の動向」）。これを荘園領主の側からみれば、律令国家の残滓ともいふべき国衛など外からの圧力にかわって、荘園内部からそれを崩そうとするおそるべき新勢力の台頭でもあった。旧勢力が彼らを悪党と呼んで恐れたのも無理のないところであろう。

預所宇野氏の登場

さて、『建内記』に高家庄の名が初めて現れる正長元年（一四二八）正月廿二日の高家庄に関する記事は、なお

高家庄正月分并去年十月分寸到来

と短く、納入が遅れはしたものの前年十月の年貢が到来したこともあって、さほどの緊迫感はないようにみえる。しかし、荘園の経営は領家にとって疑いもなく厳しさを加えつつあった。そのため、同年十月一七日には

播州高家庄直務并都多村及建聖院領賀茂庄加地子寸事、申状今朝付管領乞賦之処、今日雖為賦日、依御出、管領共間延引云々と、万里小路時房は高家庄の直務実現のための支援を管領畠山氏に訴えている。荘園の直務とは、守護請や地頭請などによる武士たちの荘園侵略を排除し、領家から直接上使を派遣して経営することである。裏返せば、当時の高家庄が彼らの押領に苦しめられ

ていたことを示すものでもある。しかし、「御出により共（供力）の間、延引云々」とあるところをみると、畠山氏はおそらくそれを口実にして実行しなかったのである。というよりも、もはや管領の力で武士の横暴を阻止できるような時代ではなくなりつつあることを、誰よりも畠山氏自身が感じていたのではあるまいか。それから十一年を経た永享十一年（一四三九）六月廿九日の『建内記』には

高家庄段銭事、今日以便宜仰遣預所宇野、去年先延引、今年必催之由加下知了、此事雖背本意、依計会相點者也

と、段銭の納入を滞らせてきた預所として宇野氏が登場する。

宇野氏は赤松円心から四代（または五代）前の当主である則景の長兄の為助が、佐用郡宇野庄に館を構え、その地名をとって宇野氏を名乗ったのが始まりという。ただし、赤松氏の系図そのものが円心以前については信頼性に欠けるため、詳細はわからない。赤松氏は天皇の末裔と称してはいるが、実際には千種川流域で成長した土豪であろう。荘園領主たちからみれば、いわゆる悪党勢力の代表である。血縁関係はともかく、宇野氏はその被官として、南北朝前後の混乱の中で宍粟郡に勢力を拡大した新興勢力であった。彼らに対して領家の時房は対抗手段を持たず、「計会に依り」不本意ながら年貢納入の遅延を黙認するほかはなかった。都の貴族に代わって在地の土豪が荘園の支配権を握る時代が訪れつつあったのである。

松平備後守恒元と家中分限帳

堀 口 春 夫

「完粟日記」は今から三五〇年程前、松平備後守（池田恒元）が宍粟郡を領していた頃の家老淵本弥兵衛保道の書き残した記録であります。その中の恒元の履歴の項を今回紹介いたします。また、「松平備後守家中分限帳」は、備後守・豊前守に仕えた家臣の知行高と名簿であって、ともに岡山大学図書館の池田家文庫に保管されている貴重な史料です。山崎町史編集の際、同大学でコピーさせて頂いたものが町教育委員会に保管されています。なおまた「完粟日記」の現代活字に直訳されたものは淵本弥兵衛の子孫の方が池田家の菩提寺興国寺に寄贈された本が二冊同寺に保管されています。

(一) 完粟日記 家老淵本弥兵衛之記録

松平備後守源恒元公履歴

松平備後守恒元公は幼名三五郎、新太郎少将光政公の次弟にして、父は松平武蔵守侍従利隆公、母は徳川二代將軍秀忠の養女にして、実は榊原式部大輔康政の女也、慶長十六年亥年岡山城に生る。寛永五年戊辰正月廿八日將軍に初の御目見え、叙従五位下備後守に任じ將軍家より松平氏の姓を授る、同年備前の国児嶋郡の内にて壹万石を賜り岡山城廊内住い、寛永十八年同郡内にて二万石加封、慶安己丑十月五日播州完粟郡にて三万石を賜り十二月松平周防守の跡地山崎宍粟城に移る、于時歳三十八才、室は松平隱岐守定勝の女也。

(二) 松平備後守恒元公家中分限帳

完粟、兩所に罷在候人数帳
江戸
一、千石
上は祖父亀之助より武州様備後守様へ
口付被成候
親頼母備後守殿六十二年以前に召出
一、千石
家老役 淵本弥兵衛
妻態澤蕃山長女厚
宮野頼母
親頼母備後守殿六十二年以前に召出
祖父道之三十六歳の時より勝入様御奉

公

仕候父六兵衛十六歳の時より備後守殿召出

備前にて高式百石慶安二年備後守殿完栗御納領の年御もらい百五拾石被遣候

御召出
兄頼母跡之知行式百石被遣其後段々御取立

後家老職相勤候、弥兵衛儀十五歳の時

一、貳百五拾石 鉄砲頭 桜井源兵衛
一、式百石 長柄頭 木原勘右衛門

一、式百五拾石 鉄砲頭（江戸留守居）

備後守殿御召出先祖以来段々御取立之者

廿九年以前に備後守殿百五拾石にて御召出後御取立

卅年以前備後守殿中小姓ニ御召出横目役後段々に御取立の者

一、五百石 奉行役 村田九兵衛

廿八年以前に備後守殿馬廻りに御召出

一、百五拾石 鉄砲頭 木原平助

一、式百五拾石 鉄砲頭 柏木九郎兵衛

其後段々御取立の者

廿七年以前備後守殿中小姓に御召出段々御取立

五十年以前備後守殿兒小姓に召出段々

一、五百石 奉行役 完廿六右衛門

廿九年以前備後守殿医者に御召出

一、式百石 鉄砲頭 松下四郎右衛門

御取立豊前殿御代物頭に仰付候

其後段々に御取立の者

卅老年以前備後守殿御召出横目役

一、式百石 弓頭 村頼三右衛門

一、六百石 鉄砲頭 奥山五郎兵衛

其後物頭仰成候

代 物頭被仰付候

父五郎兵衛卅年以前に五拾人扶持にて備後守殿御召出、其後知行六百石

一、式百五拾石 書判役 大口十右衛門
廿六年以前に備後守殿知行百石にて御召出横目役より段々御取立の者

一、三百石 鉄砲頭 青江忠兵衛

被遣候

御召出横目役より段々御取立の者

父平兵衛は備後守殿御歳四十五才の時

奉行役御申付加増式百石被遣都合八百

一、百八拾石 旗頭 平井與兵衛

御奉公ニ出其後段々御取立物頭豊前殿御代

右当五郎兵衛廿年以前に跡目に被召出候

卅年以前に備後守殿知行百三拾石ニテ被召出候

殿御代

一、三百五拾石 郡代役 多賀長太夫

一、三百拾石

宮野角左衛門

宮野亀之助次子卅四年以前備後守殿

仰付

平兵衛跡目相違無御仰付数馬代物頭

一、貳百石 書判役 川嶋市兵衛

廿四年以前備後守殿間之者ニ御召出

後横目

役被仰付數馬殿代表判役物頭被仰付

候

一、貳百石 普譜奉行 村上宗左衛門

廿五年以前備後守殿間之者ニ御召出

其後

知行被下豊前守御守役仰付豊前守殿

御守

役免じ申上其後五十石加増被下物頭

仰付

一、百五拾石 家中出鎗奉行 瀧九郎右

衛門

父仁兵衛卅二年以前備後守殿馬廻り

御召出

其後鎗奉行被仰付父仁兵衛跡目無相

違御

仰付豊前様御代九郎右衛門ニ鎗奉行

被仰付候

一、貳百五拾石 江戸聞守番役 佐々宇

内百石役料 右衛門

廿老年以前備後守殿中小姓ニ御召出

段々御取立

一、百五拾石 横目 勝見左太郎

廿七年前備後守殿間之者御召出段

々御取立

一、百五拾石 横目 松井七右衛門

十六年前備後守殿中小姓御召出段

々御取立

一、百五拾石 横目 久世儀右衛門

廿老年前備後守殿百俵ニテ物浚医師

御召出

一、百五拾石 町奉行 九鬼平内

十二年前備後守切米ニテ御召出豊前

殿

御付其後豊前御代知行百五拾石町奉

行仰付

一、百五拾石 町奉行 中西清右衛門

廿年前備後守殿馬廻り御召出其後御

加増被下豊前殿代町奉行御仰付

一、百五拾石 郡奉行 神屋小右衛門

卅二年前備後守殿中小姓ニ被召出段

々取立

一、百五拾石 郡奉行 横井惣兵衛

卅年前備後守殿御召出

一、百石 医者京都居中 佐川駿庵

廿九年前備後守殿御被召出候

一、百五拾石 医者 北村三省

十三年以前備後守殿御召出

一、百石 外科医 浅野寿仙

廿年前備後守御召出

一、百五拾石 成田長兵衛

父伊右衛門幼少ヨリ武州様御奉公仕

少将

様因幡御座被成候時備後守御付卅老

年前親の跡目被申付候

一、貳百石 馬廻 妹尾弥五右衛門

三十年以前備後守殿兒小姓御召出段

々御取立

一、百五拾石 右筆頭 生田伊右衛門

廿四年前備後守殿御召出其後御加

増五十石

一、百五拾石 馬廻 洲本弥三左衛門

廿七年前備後守兒小姓御召出段々御

取立

一、百五拾石 馬廻 平野五兵衛

父所左衛門三十年前少將様へ備後守殿被申請

貳百石被下郡奉行に仕じ十八年前鉄砲十人御

預ケ十年前果申親の跡目右之通り

一、百五拾石 馬廻 萩野十之丞

卅二年前備後守殿兒小姓被召出段々

取立

一、百五拾石 馬廻 渡部伝兵衛

親作左エ門武州様御奉公羅在候六十四年前少將様因幡ニ御座成被候時備

後守殿御付と成御取立長柄頭伝兵エ儀四十年前兒小姓御召出其後作左衛

門跡目仰付新知百石被遣重々御加増

一、百五拾石 左京殿御袋付 大橋彦兵衛

内五拾石ハ左京殿御袋ヨリ被遣候

四十八年前備後守歩行之者御召出御

取立

一、百五拾石 馬廻 松井権八郎

父藤左衛門卅一年前備後守御召出物

頭

八年前豊前殿御代親の跡目被申付候

一、百五拾石 馬廻 高木宇兵衛

父七兵衛三十年前備後守御召出四年前

豊前殿親の跡目被申付候

一、百石 馬廻 神尾兵右衛門

六十二年前備後守七才の時歩行之者

ヨリ召仕御取立

一、百石 馬廻 松田左太夫

卅五年前備後守殿中小姓ニ御召出御

取立

一、百石 馬廻 竹村四郎左衛門

父伝左衛門卅二年前備後守御召出廿

九年

前兒小姓に被召出御取立

一、百石 馬廻 沢井重左衛門

卅六年前備後守殿中小姓御召出御取

立

一、百石 馬廻 福嶋三郎兵衛

廿年前備後守殿御召出

一、百石 馬廻 釜内半平

廿九年前備後守殿兒小姓御召出地侍

より御取立

一、百石 馬廻 村田長右衛門

四十一年前備後守殿草履取より御

召出御取立

一、百石 馬廻 梶川猪之助

宮野亀之助子廿年前備後守殿兒小姓

ニ召出兄頼母高ノ内ヨリ遣し候

一、百石 馬廻 宮野平之丞

宮野頼母次男十四年前備後守殿兒小

姓御召出親頼母高の内ヨリ遣候

一、百石 馬廻 真田六郎右衛門

父六郎衛門三十年前備後守殿御召出廿

二年前当六郎右衛門兒小姓御召出親

跡目申付

一、百石 馬廻 木原角右衛門

廿一年前備後守殿兒小姓御召出御取

立

一、百石 馬廻 小野七左衛門

廿一年前備後守殿兒小姓御召出御取

立

一、五拾石 隱居領 津田宗休

卅二年前備後守殿知行百石ニ御召出

町奉行其後江戸聞番役領百五拾石隱

居之時拾い上候

一、百石 馬廻 伊藤半左衛門

十五年前備後殿中小姓御召出御取立

一、百石 馬廻 津田□助

廿二年前兒小姓御召出後親家督継

宗休の子なり

一、百石 安積村地侍 安積忠左衛門

父八郎兵衛廿年前御召出十年前親跡

仰付

一、百石 馬廻 西山善左衛門

三十年前備後守殿歩行ニ御召出後御

取立

豊前殿御代知行被遣候

一、百石 馬廻 大口孫助

祖父加左衛門六十年前備後守御召出

親

加助跡目相統去年親跡目ニ仰付候

一五拾石 有賀村地侍 中村九郎左衛門

廿年前備後守殿御召出

一、五拾石 兒小姓 眞田孫兵次

十六年前備後殿兒小姓御召出其後親

の跡目の内被申付六郎右衛門子なり

一、拾八人扶持 牧野権九郎

父権兵衛十九年前備後守殿知行式百

石

御召出豊前殿御代親跡目幼少とて右

通申付

一、五拾石 御庭番頭 岡井定右衛門

卅二年前備後守殿伊賀之者に御召出

豊前殿御代伊賀役御免

一、三拾俵五人扶持 伽ノ者 河合祐的

廿七年前備後守殿被御召出候

一、式拾五俵五人扶持 医師分 佐々木

廿五年前備後守殿掃除坊主より御召

出御取立

一、三拾俵三人扶持中小姓 黒田浅右衛門

十二年前豊前殿兒小姓に御召出

一、三拾俵

三人扶持 兒小姓 黒岩勘八郎

親彦兵衛三十年前備後守殿知行百五

拾石

被御馬廻御召出十七年前親跡目被申

付候

一、三拾俵

三人扶持 兒小姓 多賀理助

一、次男

八年以年豊前守殿御召出多賀長太夫

八年以前豊前守殿被御召出

一、三拾俵

三人扶持 兒小姓 片野忠助

一組頭

備後守殿被御召出父多左エ門跡目相

続

十二年前親跡目申付候

一、三拾俵

四人扶持 兒小姓 延原小源太

姓被

召出八年前親の跡目豊前殿被申付候

一、式拾俵

三人扶持 兒小姓 錦織助之進

八年以前豊前守殿被召出錦織新兵衛

一、三拾俵

四人扶持 兒小姓 近藤源八郎

親忠右衛門卅年以前備後守殿知行式

百五拾石ニテ御召出物頭十六年前御

一、式拾俵

召出忠右エ門ニ男也

一、三人扶持

四年以前豊前守殿被御召出権之助子

一、三拾俵

四人扶持 中小姓 山岡二右衛門

親宗喜五十年前備後守掃除坊主ニ御

召出

四十一年前二小姓御召出

一、三拾俵 中小姓 井野喜左衛門

四十十年前備後守殿步行ニ御召出御取

立

一、三拾俵 中小姓 竹内源左衛門

卅八年前備後殿步行ニ御召出段々御

取立

一、四拾俵 中小姓 村田甚右衛門

六十五年前備後殿誕生年武州様草履

取に御召出後御取立甚右工門親は三

河以來

一、三拾俵 中小姓 沢井金左衛門

卅一年前備後守御召出

一、三拾俵 中小姓 那須覺兵衛

三十年前備後守殿兒小姓に御召出

一、三拾俵 中小姓 木原忠右衛門

五人扶持 廿年前備後守殿兒小姓に御召出勤左

工門子

一、三拾俵 中小姓 松下久太郎

十七年前備後守殿兒小姓御召出四郎

右工門子 貳拾俵 中小姓 多賀九郎五郎

十七年前備後守殿兒小姓ニ召出長太

夫子

一、貳拾俵 中小姓 生田源之丞

十四年前備後守殿兒小姓御召出伊右衛

門ニ男

一、貳拾俵 中小姓 生田喜八郎

十五年以前備後守殿兒小姓御召出猪

右衛門子

一、三拾俵 中小姓 奥村藤五郎

十四年前備後守殿兒小姓御召出

一、三拾俵 中小姓 松井藤十郎

八年前備後守殿兒小姓ニ御召出藤右衛

門ニ男

一、三拾俵 中小姓 釜内源右衛門

廿五年以前備後守御召出元地侍

一、三拾俵 中小姓 田中八郎兵衛

三十一年以前備後守步行ニ御召出段

々御取立

一、三拾俵 中小姓 伴八太夫

廿三年以前備後守殿御召出

一、貳拾俵 中小姓 川崎与次兵衛

廿九年前備後守殿間之者御召出御取

一、三拾俵 中小姓 小倉兵左衛門

十七年前備後守殿御召出

一、三拾俵 中小姓 川村三之丞

十四年前備後守殿間之者ニ御召出

御取立

一、三拾俵 中小姓 藤井五左衛門

親覺右工門卅年前備後守知行五拾石

御召出十四年前跡目被申付候

一、四拾俵 中小姓 小川清兵衛

親次郎右衛門五十七年前步行御召出

後御取立十四年前親ノ跡目ニ申付候

一、貳拾俵 中小姓 永田八左衛門

卅年以前備後守殿步行御召出後御取

立

一、四拾俵 中小姓 富井孫兵衛

廿六年前備後殿步行ニ御召出御取立

一、三拾俵 中小姓 土肥与左衛門

四年前備後守殿御召出

一、三拾俵 中小姓 村川喜太夫

廿三年前備後守殿步行ニ御召出御取

立

一、三拾俵 中小姓 下村庄右衛門

廿六年前備後守殿步行ニ御召出御取

立

一、三拾俵 中小姓 長谷川長助

四年前備後守殿間之者ニ御召出御

取立

一、三拾俵 中小姓 坂口小助

卅四年前備後守殿草履取御召出後御

取立

一、三拾俵 兒小姓 野尻半之亟

親五郎右衛門廿八年前知行百石ニテ

御召出

八年前以前豊前殿跡申付候

一、三拾俵 中小姓 福野甚助

親道喜卅一年前備後守御召出廿年以

前豊前殿御坊主御召出後御取立

一、三拾俵 中小姓 藤田小太郎

親仁兵衛廿八年前備後守殿步行ニ

御召出御取立知行百石被遣八年前豊

前殿跡目被仰付候

一、三拾俵 中小姓 多賀次太郎

親半兵衛卅年前備後守殿中小姓ニ御

召出段々御取立知行百石被遣六年以

前豊前殿跡目被仰付候

一、三拾俵 中小姓 藤木長九郎

四人扶持

親九郎右エ門廿年以前備後守殿中小

姓ニ御召出知行百石被遣六年前豊前

守殿跡目仰付候

一、五拾俵 中小姓 篠部権十郎

親五右エ門六十八年以前武州殿御召

出段々御取立知行百八十石被遣跡目

兄一郎右エ門ニ仰付の後病死仕養子

願ニ付其跡目数馬殿仰付候

一、七人扶持 中小姓 日原喜太郎

祖父喜兵エ卅年以前より少将様備後

守殿御貫知行百拾石被遣親喜兵衛跡

目百石備後守仰付の処氣違ヒ遂電仕

ニ付豊前殿右之通扶持方遣候

一、三拾俵 中小姓 覚木善六郎

十六年以前備後守殿間之者ニ御召出

御取立

一、三拾俵 中小姓 小川半太夫

養父主村忠兵衛十四年以前備後守殿

知行百石御召出跡目四年前豊前守殿

被申付候

一、三拾俵 兒小姓 高木七九郎

四年前豊前守殿御召出七郎兵衛ニ

男

一、三拾俵 中小姓 宮部源助

江戸定詰廿一年前備後守殿步行被御

召出御取立

江戸屋敷おつう様付台子番候者

一、三拾俵 中小姓 完甘長五郎

親源太夫十九年以前備後守殿中小姓

御召出知行百石

一、三拾俵 被遣三年前跡目数馬被仰付候

四人扶持 中小姓並茶道衆

一、三拾俵 十七年以前備後守殿掃除坊主ニ御召

出豊前様御取立

一、四拾七俵 六人扶持 茶道中小姓並 金光清右

衛門

一、四拾七俵 中小姓並 入沢次太夫

一、五拾俵 五人扶持 馬役中小姓 景野藤兵衛

一、五拾俵 十五年以前備後守殿御召出

一、五拾俵 馬役中小姓 鶴沢小左衛門

一、五拾俵 七年以前豊前守殿御召出

一、高五拾石 伊賀ノ者 内川重太夫

一、高五拾石 伊賀ノ者 村川与一兵衛

卅一年以前備後守殿御召出

一、高五拾石 伊賀ノ者 村川与一兵衛

卅年前備後守殿御召出

一、高五拾石 伊賀ノ者 幸玉十兵衛

廿六年以前備後守殿御召出江戸勤

一、高五拾石 伊賀ノ者 服部茂左衛門

十三年以前備後守殿御召出候

一、高五拾石 伊賀ノ者 濱田弥市右衛門

十三年以前備後守殿御召出候

一、高五拾石 伊賀ノ者 城助太夫

廿年以前備後守殿被御召出候

一、高五拾石 伊賀ノ者 服部三太夫

十三年以前備後守殿被御召出候

一、高五拾石 伊賀ノ者 沖勤九郎

親伴右エ門卅年以前備後守殿御召出

五年前跡目豊前被仰付候

一、式拾五俵 料理人間ノ者 長沢重太夫

廿九年以前二備後守殿被御召出候

一、式拾俵 勘定者間ノ者 北角次右衛門

三十年以前備後守殿被御召出候

一、式拾八俵 間ノ者 吉口源左衛門

親孫右衛門武州様ニ御奉公仕候六十

四年以前二備後守殿御召出廿四年以

前親跡目被仰付候

一、式拾俵 三人扶持 繪書間ノ者並 松下久右衛門

廿二年以前備後守殿被御召出候

一、式拾五俵 間ノ者 山田庄兵衛

卅四年以前備後守殿步行被御召出御

取立

一、式拾貳俵 間ノ者 齊藤長左衛門

廿九年以前備後守殿步行ニ御召出御

取立

一、式拾五俵 間之者 長瀬弥左衛門

廿年以前備後守殿被御召出

一、式拾八俵 間ノ者 梶浦小兵衛

卅年以前二備後守殿步行ニ御召出御

取立

一、式拾五俵 間之者 小倉弥市

三人扶持

一、式拾貳俵 間之者 多賀九之丞

廿九年以前備後守殿步行ニ御召出御

取立

一、式拾貳俵 間之者 萩田彦助

廿一年前備後守殿步行ニ御召出段々

御取立

一、式拾六俵 間之者 杉野助九郎

廿九年以前備後守殿步行ニ御召出御

取立

一、式拾俵 三人扶持 大工間之者並 山崎安兵衛

養父与一兵衛廿九年以前備後守殿大

工ニ御召出跡目十四年以前備後守殿

被仰付候

一、拾俵 大工間ノ者並 山崎与平次

十四年以前与兵衛支配備後守殿分被

遣与一兵衛二男

一、式拾俵 間ノ者 吉岡久助

親甚右エ門備後守殿十四、五の時よ

り御手廻り被御召出

御取立御すえ番ニ成被候

一、式拾俵 間之者 細江茂右衛門

廿二年以前備後守殿御召出

一、式拾俵 間之者 石田喜助

親五郎左衛門卅五年以前備後守殿步

行ニ御召出

御取立中小姓ニ成十三年前親跡目御

仰付

一、拾俵 間ノ者 渡辺与一郎

親与三兵衛卅年以前備後守殿步行ニ

御召出

御取立中小姓に成十三年前ニ跡目仰

付

一、式拾貳俵 三人扶持 間之者 吉田助七

親一庵卅二年以前備後守殿步行ニ御召出段々

御取立十一年前親跡目ニ仰付

一、式拾俵 三人扶持 間之者 小林六兵衛

卅年以前備後守殿步行ニ御召出御取立

一、式拾五俵 三人扶持 間之者 福岡又兵衛

親又兵衛卅老年以前備後守殿中小姓御召出

十一年以前跡目被仰付候

一、式拾五俵 五人扶持 間之者 生田伝左衛門

卅一年以前備後守殿步行ニ御召出御取立

一、式拾俵 五人扶持 間之者 伊塚又五郎

十九年以前備後守殿步行被御召出御取立

一、式拾俵 三人扶持 間之者 川崎権六郎

十五年以前備後守殿小坊主ニ御召出

豊前守殿御取立

一、式拾式俵 四人扶持 間之者 戸田半兵衛

親伝兵衛卅年以前備後守殿伊賀ノ者ニ御召出

病氣ニ付隠居其跡目仰付候

一、式拾俵 三人扶持 間ノ者 原田平六郎

廿九年以前備後守殿步行ニ御召出御取立

一、式拾四俵 三人扶持 間之者 鈴木八郎右衛門

卅七年以前備後守殿步行ニ御召出豊前殿御取立

一、式拾俵 三人扶持 間之者 小川才兵衛

卅年以前備後守殿步行ニ御召出御取立

一、式拾俵 三人扶持 間之者 山下孫八郎

廿五年前備後守殿步行ニ御召出数馬殿御取立

一、五人扶持 馬医町屋住 井上吉兵衛

一、式拾俵 四人扶持 大工間ノ者並 高原利右衛門

卅一年前備後守殿御召出

一、式拾俵 三人扶持 勘定者 黒田仁左衛門

卅年以前備後守殿被御召出候

一、式拾俵 三人扶持 勘定者(吟味役) 藤村重蔵

父与右衛門卅年以年少将様より備後守殿御もらい廿七年前親の跡目被仰付候能算ノ者ニ付御取立

一、拾六俵 三人扶持 勘定者 川崎加兵衛

廿二年以前備後守殿新御召出

一、式拾俵 五人扶持 勘定者 今村善右衛門

卅年以前備後守殿被召出

一、拾六俵 三人扶持 勘定者 水上茂兵衛

十二年以前備後守殿御召出

一、式拾俵 三人扶持 勘定者 谷内三郎右衛門

卅七年以前備後守步行御召出後勘定御取立

一、拾六俵 三人扶持 勘定者 永野彦八郎

廿八年以前備後守殿步行御召出御取立

是より御徒士

一、式拾俵 三人扶持(二人持) 御徒士 太田与右衛門

一、式拾俵 三人扶持(江戸勤) 御徒士 目付 嶋田彦三郎

一、同断 (江戸勤) 御徒士 目付 青嶋藤七

一、参拾俵 二人扶持 (江戸勤) 御徒士 堀江七助

一、式拾俵 三人扶持 御徒士 目付 福原一左衛門

一、 式拾俵 御徒士(隱居) 中村祐閑

一、 式拾俵 御徒士 林天右衛門

一、 式拾俵 御徒士 松本善兵衛

一、 式拾俵 御徒士 橋本十助

一、 式拾俵 御徒士 後藤清左衛門

一、 式拾俵 御徒士 川端彦太夫

一、 式拾俵 御徒士 中嶋忠八郎

一、 式拾俵 勘定者 水野彦八

一、 式拾五俵 御徒士間ノ者 多賀九之亟

一、 式拾式俵 御徒士 中嶋彦左衛門

一、 式拾俵 御徒士 目付 新尾弥太夫

一、 同断 " 林沢太夫

一、 式拾式俵 " 小川平七郎

一、 式拾俵 御徒士 田中甚六郎

一、 式拾式俵 御徒士 嶋田与右衛門

一、 式拾俵 御徒士 藤田彦助

一、 式拾式俵 御徒士江戶勤 石田喜助

一、 式拾俵 御徒士 佐々木介左衛門

一、 式拾俵 御徒士 平岡金平

一、 式拾俵 御徒士元伊賀衆 岡井源七郎

一、 式拾式俵 御徒士 丸山孫右衛門

一、 式拾俵 御徒士 山口弥次右衛門

一、 同断 " 堀江源六郎

一、 " 林 又六郎

一、 式拾參俵 江戸詰 茶道衆側坊主 柳生宗也

一、 式拾俵 御徒士 竹原清助

一、 式拾俵 御徒士 牲川伝七郎

一、 式拾俵 御徒士 三井又右衛門

一、 式拾俵 御徒士 岡田清八

一、 式拾俵 御徒士 志水介太夫

一、 式拾俵 御徒士 古川助右衛門

一、 式拾俵 御徒士 吉村溢太夫

一、 式拾俵 御徒士 吉田小太夫

一、 式拾俵 御徒士 渡辺伝之亟

一、 式拾俵 御徒士 今谷甚平

一、 式拾俵 御徒士 猪子治兵衛

一、 式拾俵 御徒士 岩城藤太夫

一、 式拾俵 御徒士 田村徳兵衛

一、 式拾俵 御徒士 高橋源助

一、 式拾俵 御徒士 川崎孫四郎

一、 式拾俵 御徒士 村山猪左衛門

一、 式拾俵 御徒士 原田平六郎

一、 式拾俵 御徒士 中村九助

一、 式拾俵 御徒士 野田吉衛門

一、 式拾俵 御徒士 □伝八郎

一、 式拾俵 御徒士 村川与一兵

一、 式拾俵 御徒士 山川茂太夫

一、 式拾俵 御徒士 川地彦太夫

一、 式拾俵 御徒士 川本惣兵衛

一、 式拾俵 御徒士 堀越又一郎

一、 式拾式俵 御徒士 飯尾又九郎

一、 式拾俵 御徒士 富井儀左衛門

一、 式拾俵 御徒士 村上宗八郎

一、 式拾俵 御徒士 猪子孫十郎

一、 式拾俵 御徒士 岩城藤太夫

一、 式拾俵 御徒士 田村徳兵衛

一、 式拾俵 三人扶持	御徒士	小川才兵衛	父七兵衛三十五年以前備後守殿御召	一、 拾俵 三人扶持	おすへ番	吉田山大夫
一、 式拾俵 二人扶持	御徒士	奥野彦六郎	出十八年以前親跡目申付	一、 拾五俵 三人扶持	手廻り頭	進藤宗七
一、 式拾俵 二人扶持	御徒士	本郷助左衛門	一、 拾六俵 三人扶持	御居者	おすへ番	小林徳左衛門
一、 式拾俵 二人扶持	御徒士	三宅八兵衛	四十一年前備後守殿御召出初め包下	一、 八俵 二人扶持	おすへ番	氏江太郎助
一、 式拾俵 三人扶持	御徒士	山下孫六郎	人	一、 五俵 二人扶持	親孫二郎	二宮勘六
一、 式拾俵 二人扶持	御徒士	小林彦九郎	一、 拾俵 二人扶持	包下人	包下人	作用弥吉
一、 式拾俵 二人扶持	御徒士	尾崎権平	一、 廿五年以前備後守殿御召出	一、 拾俵 二人扶持	おすへ番	上田源四郎
一、 式拾俵 三人扶持	御徒士	竹井四兵衛	一、 拾六俵 三人扶持	包下人	掃除坊主	春名圓齊
一、 式拾俵 三人扶持	勘定者	水野彦八郎	一、 拾俵 三人扶持	包下人	おすへ番	目黒加左衛門
一、 式拾俵 三人扶持	白球師	正渡源助	一、 拾俵 三人扶持	包下人	掃除坊主小頭	坂本道情
養子勘左工門十九年以前備後守被御			一、 拾俵 二人扶持	包下人	掃除坊主小頭	小川長玄
召出			一、 拾俵 二人扶持	腕方	掃除坊主	武田清可
去年親跡目数馬殿仰付			一、 拾俵 二人扶持	腕方	掃除坊主	沢田宗林
一、 拾俵 三人扶持	小兒	福田兵太郎	一、 拾俵 二人扶持	台所帳付	掃除坊主	清水長意
親兵助廿四年前備後守殿步行被御召			一、 式拾俵 三人扶持	船頭	掃除坊主	柳生宗春
出八年前豊前殿跡目申付			一、 式拾俵 三人扶持	おすえ番	掃除坊主	奥村仙斉
一、 式拾俵 三人扶持	蒔絵師	新免弥太夫	一、 拾俵 二人扶持	おすえ番	手廻り頭	岸田勘十郎
一、 八俵 三人扶持	勘定者	丸山庄右衛門	一、 拾俵 二人扶持	手廻り頭	掃除坊主	小賀甚可

一、九俵 掃除坊主 比安喜雲

一、小判四兩 すすへ番 久保田兵左衛門

一、小判四兩 女中 助乳持

一、九俵 掃除坊主 相庭宗竹

一、小判四兩 すすへ番 春崎弥右衛門

一、小判四兩 物縫

一、九俵 掃除坊主 高屋玄知

一、小判五兩 塗師 池尻孫七

一、小判五兩 お道殿付者 とやう

一、拾貳俵 掃除坊主 竹内興竹

一、小判三兩 貳步 馬屋者小頭 林市右衛門

一、小判三兩 同女中 いわ

一、三人扶持 馬役番 瀬尾万太郎

一、小判五兩 貳步 手廻小頭壺山八左衛門

一、小判三兩 同女中 志め

一、三人扶持 抱守の子 藤村久兵衛 娘二人

一、八拾俵 婦依寺 興国寺

一、小判三兩 同女中 たき

一、三人扶持 穿人在々住 松下勘兵衛

一、貳拾俵 禱願所 圓明寺

一、銀貳百目 同女中 けん

豊前守殿局子

一、拾俵 大坂 伊勢屋九郎左衛門

一、小判壹兩 貳步 中居お清う殿付 きわ

一、三人扶持 病人 佐々権右衛門の子

一、貳拾俵 町医師 中村祐閑

一、小判壹兩 はした 同女中 老人

一、拾人扶持 大坂町人 上田六郎兵衛

一、貳拾俵 お志げ殿付 成田猪右衛門 娘つち

一、銀六拾目 中居 ” まき

一、拾五人扶持 児小姓 渡部明助

一、拾俵 お志げ殿付 志ま

一、銀拾貳貫目 板倉市正殿息女おゆう様

親藤右衛門十五年以前備後守殿知行

一、拾俵 お志げ殿付 かん

一、銀八貫目 板倉左京殿 お袋

貳百五拾石にて被御召出豊前守殿物

一、二人扶持 お志げ殿付者 ふち

一、小判拾兩 豊前守殿 お局

頭ニ被申付少年にて其跡目数馬殿ヒ

一、銀貳貫目 お志げ殿お袋 常心

是より足輕組人数表(名前は不明)

申付候

一、拾人扶持 豊前守殿お袋 球昌院殿様

一、木原勘右衛門預り長柄組

一、三人扶持 手廻頭 田中作兵衛

一、銀壹貫目 老女 津田

一、槍足輕組三十人 長刀足輕十人

一、小判四兩 すすへ番 寺久保彦三

一、小判七兩 お付女中 ござ

一、平井与兵衛預り 旗足輕組十人

一、小判五兩 すすへ番 間石与九郎

一、小判五兩 女中 乳持

一、村瀬三右衛門預り 弓組足輕二十人

一、完廿六左衛門預り 鉄砲組足軽三十人

一、桜井源兵衛預り 鉄砲組足軽三十人

一、村田九兵衛預り 鉄砲組足軽二十人

一、松下四郎右衛門預り 鉄砲組足軽三十人

一、多賀長太夫預り 鉄砲組足軽三十人

一、宮野角左衛門預り 鉄砲組足軽三十人

総勢 貳百四十人

足軽の給与は一人当り左の如し

小頭で凡そ五石二人扶持、又は三人扶持

平足軽で三兩三人扶持又は扶持方は家族により二人扶持又は三人扶持

一人扶持、又は四俵半（一人扶持は米俵になをして四俵半（四斗俵）扶持方は妻と長男にのみ当る

以上

金屋村鑄物師長谷川氏の研究

高岡鑄物師に伝わった

「播磨國出吹につき座法申渡廻文写しについて」

片山昭悟

(一) はじめに

寛政五年（一七九三）三月に播磨國完栗郡岸田村（現宍粟郡一宮町上岸田）佛心寺において、完栗郡金屋村鑄物師長谷川孫兵衛

と京三条釜座和田吉兵衛と釣鐘の争論が起こっている。佛心寺は京三条釜座に釣鐘を鑄させたが、完栗郡（現宍粟郡）には金屋村鑄物師長谷川孫兵衛が存在する。京三条釜座は「鑄物師職座法之掟」を知りながら出吹をして播磨國完栗郡岸田村で釣鐘を鑄したが、土中に埋めたとされる。

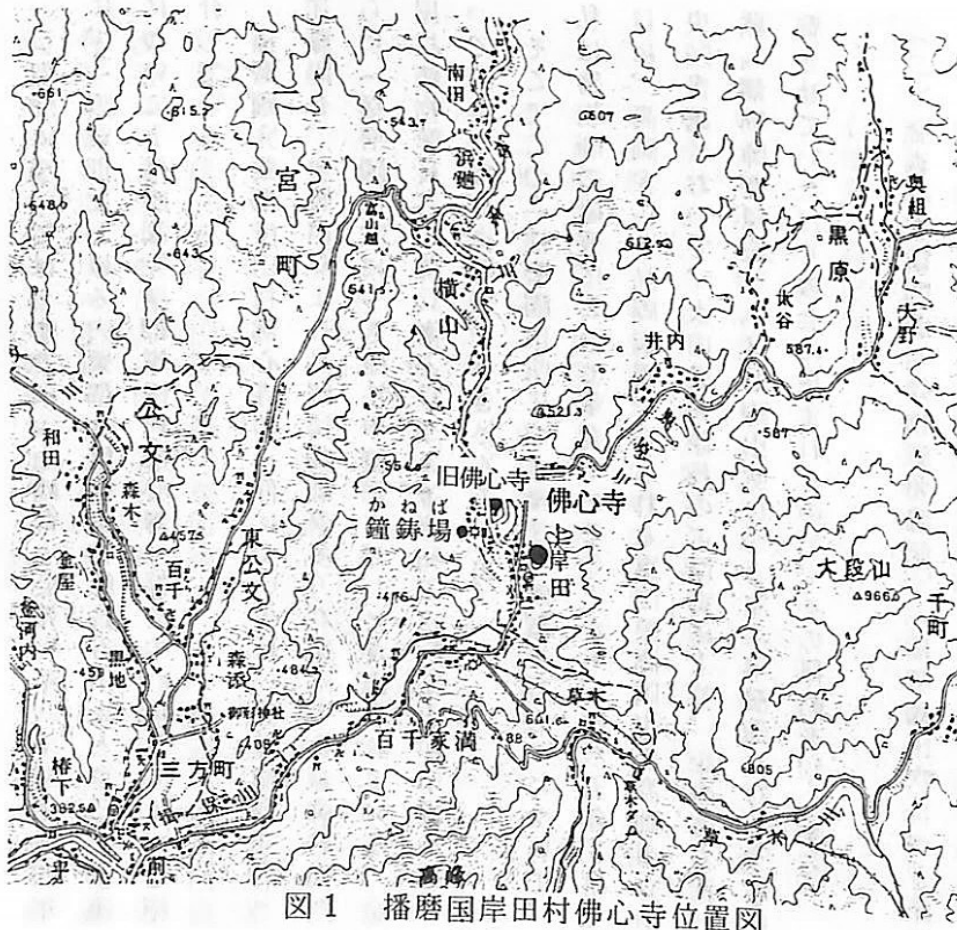


図1 播磨國岸田村佛心寺位置図



「鑄物師要録記」
写真1 富山県高岡市立中央図書館蔵

この件については、すでに『山崎郷土会報』第八十号平成四年に、「宍粟郡における宍粟郡金屋村鑄物師長谷川氏と京三条釜座について―播磨國完栗郡岸田村佛心寺一件を中心にして―」を紹介している。

播磨國完栗郡岸田村佛心寺の一件については、真継能登守内加藤陽介、星野但見より高岡鑄物師喜多万右衛門、金森弥右衛門らに「播磨國出吹につき座法申渡廻文写し」が出されている。金屋村鑄物師長谷川孫兵衛と京三条釜座和田吉兵衛とが市場をめぐる論争となり真継家を巻き込んでいる。

そこでこの「播磨國出吹につき座法申渡廻文写し」について、私は鑄物師の研究において重要であることから、平成五年三月二日に、高岡大仏や高岡銅器で知られる富山県高岡市の高岡市立中央図書館において、太田久夫館長のご厚意により、金森弥右衛門蔵「鑄物師要録記」「播磨國出吹につき座法申渡廻文写し」を閲覧させていただく機会に恵まれたので、その概略を紹介する。

(二) 金森弥右衛門蔵「鑄物師要録記」「播磨國出吹につき座法申渡廻文写し」について

申渡廻文写し 寛政五年三月之事なり

一、當丑三月播磨國三日月、森対馬守殿御預所之内完栗

郡岸田村佛心寺釣鐘、京都三条釜座鑄物師吉兵衛と

申者請負鑄立候儀二付、同郡金屋村鑄物師長谷川孫兵衛

居郡之所、入魂茂無之入込候段不届ニ付、座法を以懸合之処不法之返答、其上理不尽ニ鑄立候趣故、其旨當家へ孫兵衛届出候、依之佛心寺地頭、森對馬守殿江座法之趣を以被申達処、佛心寺吟味之上鑄立候釣鐘、土中ニ鑄込候儘封印并番人を被付置、佛心寺并釜座鑄物師より取締不相成旨取計有之候事。

一、右之通釜座鑄物師座法相背候故、當家より當地

御奉行所江委細被申立、御吟味ニ相成候所、釜座鑄物

師共より御猶予之儀相願置、當家江内濟被下候様度々

罷出相詫候ニ付、座法之趣を以相糺候處、此度之義

者孫兵衛江最初より入魂之振合ニ任、孫兵衛大工職之

銘文彫入玉之買料相渡為済算段、向後之儀者

於他國鐘鑄等請負候節ハ、其國郡ニ鑄物師有候

哉、又ハ持郡之内ニ而も無之哉得与相糺、鑄物師有

之差支之場所者、其所鑄物師へ應對仕入魂得

心之上、不法之儀無之様可致旨、且明キ郡指支無

之所ハ、是迄之通致度由申出候ニ付、委被相糺相違無之

ニ付、右座法相立候上者被承届、此段御奉行所江茂

相届相濟候事

一、前文之趣候条、向後釜座鑄物師共銘々居郡持郡

之内へ入込、釣鐘鑄等請取鐘・鞆相建度旨入魂相

頼候得者、職座法通猶又其所仕来之儀等懸合、不法之義無之様互ニ得心之上、安静ニ取計可有之候、若應對之趣難致承知事、且理不尽不法之義有之候得者、其段地頭表江も相達置、早々當家江可被相届候、兼而其國ニ居郡持郡之内、寺社鐘鑄等之趣無油断心懸置、居郡・持郡共職場広ク道相隔リ不存候ニ付手後レ、又々入魂應對之節、心得違之取計等無之様ニ、常々心遣置可有之候事

一、以来釜座鑄物師共より入込、鐘鑄入成不成とも、其節

懸合之趣并寺社所委細其度々可被相届、万一等閑ニ

致置候、又ハ懸合後レ等之相濟候後、外より相聞候得

者其節被相糺、鐘吹可被指止候事

右之趣、為心得諸国一統鑄物師へ被相触候条、

其旨承知可有之候也

真繼能登守内

十月十日

加藤陽介

星野但見

喜多万右衛門殿

金森弥右衛門殿

同 彦兵衛 殿

久右衛門殿

権兵衛 殿

追而申達候、御定座法掟之義、兼而申渡置承知之事ニ候得共、尚又為心得被相尋度事も候得ハ早々上京可有之候、且又此度ハ廻文銘々承知印形ヲ加へ、

名前内休職又ハ名替、其外相替義候
 へ者委附紙いたし、無遅滞順路へ相
 違、何方より幾月ニ相違候間糺廻り、止
 より兼々當家へ返却可有之候、其節
 右廻状得与上封印ヲ付、所書左之
 通り相認無相違可被指登候也

真継家 京室町通上立売下ル西表

孫左衛門殿
 源兵衛殿
 清兵衛殿
 五郎右衛門殿
 弥兵衛殿

寛政五年（一七九三）三月に播州森対馬守領内宍粟郡岸田村の
 佛心寺の釣鐘鑄造の注文を請け、京三条釜座和田吉兵衛がこれを
 鑄立という。これに対して同郡金屋村長谷川孫兵衛が座法掟に違
 反するとしたが、筋違いとして争論となった。

京三条釜座和田吉兵衛は、この懸け合いに応ぜずに鑄造したた
 め真継家に届け出された。その釣鐘を森対馬守は封印して土中に
 埋めた。「右の趣、心得の為に諸国一統鑄物師へ相触れられ候条、
 其旨承知有るべき候なり」と真継家役人より全国の鑄物師に申渡
 廻文の写しが出されたもので、金森弥右衛門蔵の『鑄物師要録記』
 にもみられる。

鑄物師職座法掟を知りながら、宍粟郡で三条釜座は出吹きをし
 て鑄た釣鐘を土に埋めることで決着した。

なぜこのような裁きになったか、私はその謎を追求することか
 らこの史料について研究するようになった。

富山県高岡市を訪れて古文書を調査をしていると、全国で鑄物

師の訴訟があったが、京三条釜座は江戸時代に全国の鑄物師の中
 心的な大集団であったことから佛心寺の件についても強力な権益
 が認められ、三条釜座に対して軽い裁きであった。

以上「播磨國出吹につき座法申渡廻申渡廻文写し」について紹
 介した。

（三）鐘鑄場（かねば）という地名について

一宮町上岸田の繁盛小学校プール近くの山裾に「鐘鑄場」とい
 う小字名がみえることから、私は何か釣鐘に関連する地名ではな
 いかと考えていた。

寛政五年の京三条釜座出吹の地で、佛心寺の件で埋められたと
 される釣鐘について調査していたところ、上岸田の地元言い伝
 えがあった。

平成七年十一月十四日に一宮町上岸田の古秋武光二氏よりご
 教示いただき、平成八年一月十四日に鐘鑄場の現地を訪ねた。

地元では古くより言い伝えがあり、この鐘鑄場で、鐘がつくら
 れたが、出来が悪かったために埋められたとされることがわかっ
 た。ただ、この言い伝えについては、寛政五年の京三条釜座の出
 吹による釣鐘かはさだかでない。

今後、これらについても調査研究をして解明していきたい。

（四）梵鐘製作について

私は富山県高岡市立中央図書館において「播磨國出吹につき座

法申渡廻申渡廻文写し」を観覧した後、高岡市戸出栄町、株式会社老子製作所の梵鐘製作現場を訪ねることができた。銅器事業部営業企画課長河原公成氏の案内により工場内を見学させていただいたので、梵鐘製作の一端を写真で紹介する。

『梵鐘製作の工程と道具』

富山県高岡市戸出の株式会社老子製作所

写真二 龍頭の鋳型

写真三 乳の間鋳型

写真四 銘文の鋳型をいけ込む

写真五 挽型（外型用）

写真六 撞座・乳（抜型）

写真七 高岡大仏

写真八 高岡鋳物師発祥の地

写真九 富山県高岡市金屋町（ほうめい橋）

図二 梵鐘鋳型断面模式図 『倉吉の鋳物師』一九八六より

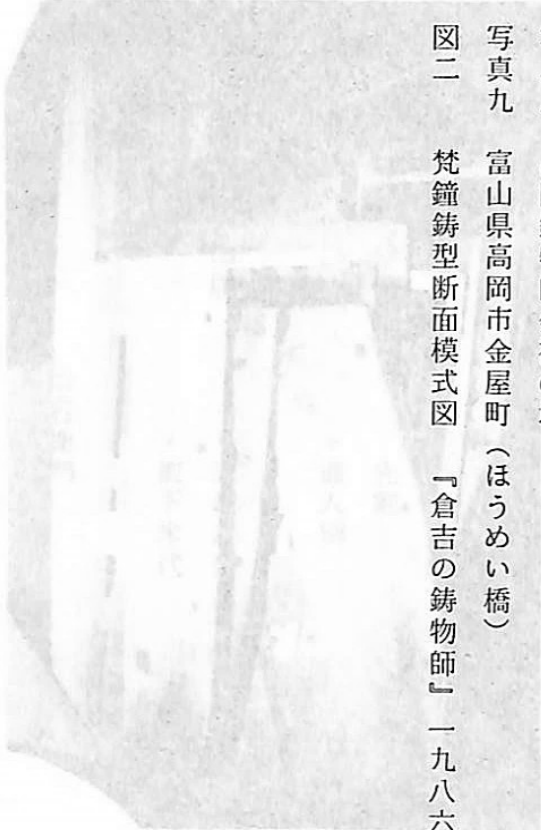


写真2 龍頭の鋳型



写真4 銘文の鋳型をいけ込む

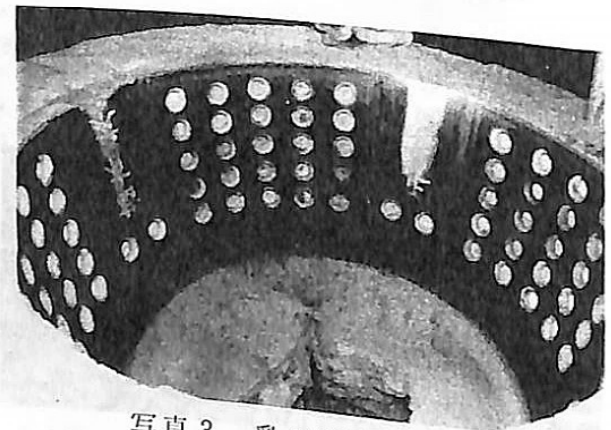


写真3 乳の間鋳型

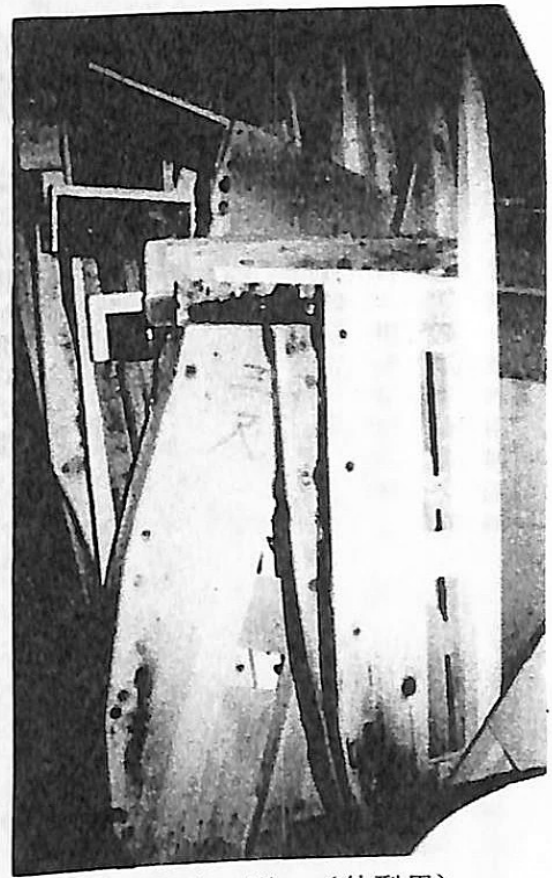
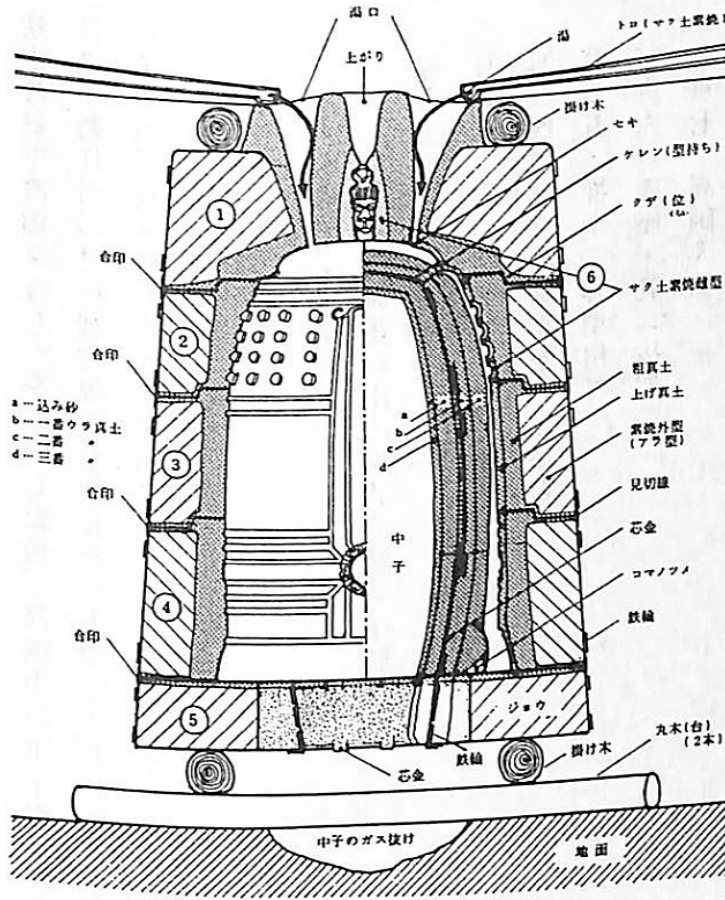


写真5 挽型 (外型用)

図2 梵鐘鑄型断面模式図「倉吉の鑄物師」1986



写真7 高岡大仏

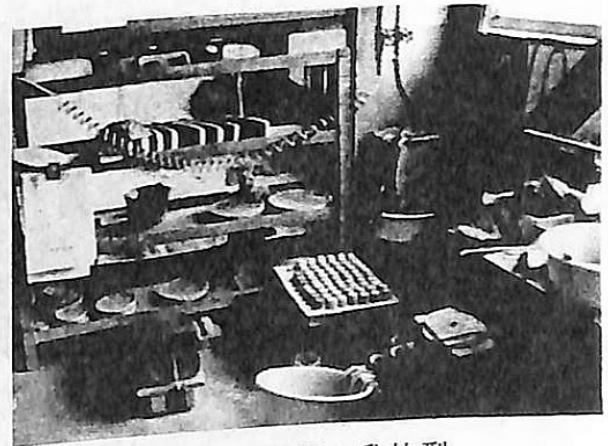


写真6 撞座抜型・乳抜型



写真9 高岡市金屋町 (ほうめい橋)

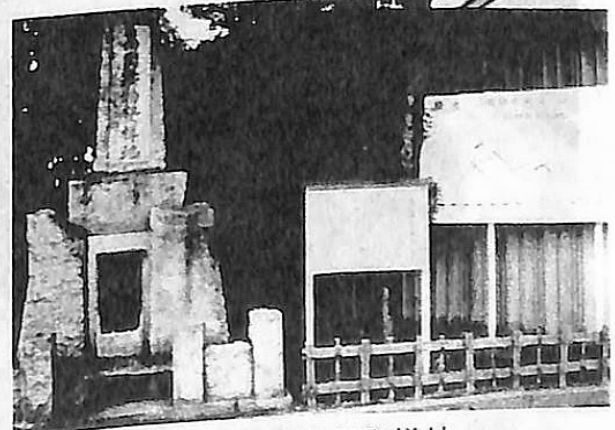


写真8 高岡鑄物師発祥地

年貢米銀仮割帳(3)

— 尼崎藩庄屋文書 —

久保寅夫

安政五年の上町村「年貢米銀仮割帳」の前回の続きを掲載します。

かの組

重右衛門

一 高式石式斗壹升六合

内 壹升五合 引

残 高式石式斗壹合

内 八升六合 上田引

一 式石壹斗壹升五合

米 成八斗六升七合

一 銀壹匁三分九厘

一 〃 四拾五匁三分

一 壹匁六分

入 三拾九匁五分四厘

入 五匁九分四厘

。去過之分入
。被下米代

治右衛門

一 高壹石六斗三升三合

内 四升四合 引

残 高壹石五斗八升九合

内 六升九合 上田引

一 壹石五斗四升

米 成六斗四升三合

一 銀三拾貳匁五分

一 〃 壹匁三分

一 〃 三十三匁八分

入 拾七匁六分六厘

入 四匁貳分七厘

。去過之分入
。被下米代
久蔵

一 高壹石八斗九升

内 壹斗 上田引

一 壹石七斗九升

米 成七斗三升四合

一 銀壹匁八分三厘

一 〃 三拾八匁三分

一 〃 壹匁九分

一 拾貳匁九分六厘

入 六匁三分

。去不足之分
。被下米代

三治郎組

ふき

一高老石四升九合

内三升四合 引

残高老石老升

内式升九合 引

九斗八升老合

米成四斗式合

一銀六匁七分五厘

一〃廿老匁

一〃老匁五分

一〃廿三匁八分四厘

五拾三匁老分四厘

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

弥十郎

一高七斗七升六合

内老升式合 引

残高七斗六升四合

米成三斗老升三合

一銀老匁九分三厘

一〃拾六匁三分

一〃老匁三分

拾九匁五分三厘

。小もの成

先割

。通人割

入式匁老分五厘

。被下米代

惣右衛門

外二高四斗四升三合豊蔵組里なへ譲り

一高六斗七升七合

内七合 引

残高六斗七升

内老升六合

上田引

六斗五升四合

米成式斗六升八合

一銀老匁式分四厘

一〃拾四匁

一〃式匁八分

一〃廿目式分九厘

三拾八匁三分老厘

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

入老匁八分四厘

。被下米代

佐五郎組

惣右衛門

一高六石九升老合

内七升九合 引

残高六石壹升貳合

内壹斗七合 上田引

五石九斗五合

米成貳石四斗四升壹合

一銀七分三分三厘

一〃百廿六匁四分

一〃貳匁貳分

百三拾五匁九分壹厘

入五匁四分五厘

入拾六匁五分九厘

磯左衛門組

健藏

一高拾貳石四斗八升八合

三升七合

三升壹合

残高拾貳石四斗貳升

内五斗九升貳合

拾壹石八斗貳升八合

米成四石九斗四升九合

一銀三匁九厘

一〃貳百五拾三匁壹分

一〃貳匁貳分

貳百五十八匁三分四厘

入拾六匁三分七厘

入三十三匁貳分四厘

五郎左衛門組

なつ

一高四斗三升九合

内壹升壹合 上田引

四斗貳升八合

米成壹斗七升五合

一銀三分三厘

一〃九匁貳分

一〃壹匁三分

一〃四拾三匁五分七厘

入壹匁貳分

源右衛門

。小物成

先割

。通人別

。去過之分入

。被下米成

。被下米代

。去過之分入

。被下米代

。小もの成

先割

。通人別

。去不足之分

。被下米代

一高七石壹斗一升

内 五升四合 永引

三升貳合 八みぞ引

残高七石貳升四合

内壹斗貳升九合 上田引

六石八斗九升五合

米成貳石八斗貳升七合

外二六匁に付

一銀六匁壹分壹石

一〃百四拾七匁六厘

一〃貳匁貳分

百五拾五匁九分壹厘

。小物成

先割

。通人別

入百六匁四分三厘

入拾九匁三分七厘

。去過之分入

。被下米代

源五郎組

辰之助

一高五斗五升三合

内三升 引

残高五斗貳升三合

米成貳斗一升四合

一銀三匁九分壹厘

一〃拾壹匁貳分

一〃壹匁三分

一〃四拾六匁四分五厘

六拾貳匁八分三厘

入壹匁四分七厘

。小物成

先割

。通人別

。去不足之分

原三郎組

長 藏

外高貳石壹斗五升九合三郎兵衛へ入ル

外高壹升七合甚七へ入ル

一高七斗五升

内壹升 引

残高七斗四升

内壹升壹合 上田引

七斗貳升九合

米成貳斗九升九合

一銀貳匁壹厘

一〃拾五匁六分

一〃壹匁九厘

拾九匁七分壹厘

。小もの成

先割

。通人別

入廿三匁九分八厘
入貳匁五厘
。去過之分入
。被下米代

平七

一高八石七斗五升三合
内壹斗三升三合 引

残高八石六斗貳升

内三斗三升貳合 上田引

八石貳斗八升八合

米成三石三斗九升八合

一銀三匁
。小もの成

一〃百七十七匁四分
先割

一〃壹匁九分
。通人別

百八拾貳匁壹分

入三拾五匁八分
。去過之分入

入廿三匁四分九厘
。被下米代

阿ん

一高四斗九升六合

高四斗九升六合

米成貳斗四合

一銀貳匁五分七厘
。小もの成

一〃拾匁六分
先割

一〃壹匁
。通役

一〃六拾貳匁八分貳厘
。去不足之分

七拾六匁九分九厘

入壹匁三分九厘
。被下米代

嘉蔵組

きぬ

内高九升三合周蔵より戻り

一高三石貳斗壹合

内貳合 引

残高三石壹斗九升九合

内八合 上田引

三石壹斗九升壹合

米成壹石三斗八合

一銀貳匁五分八厘
。小もの成

一〃六拾八匁三分
先割

一〃壹匁三分
。通人別

四拾貳匁壹分八厘

入六匁壹分七厘
。去過之分入
入八匁九分七厘
。被下米代

忠藏

一高拾石三斗四升六合

内六升三合 引

残高拾石八升三合

内四斗三升壹合 上田引

九石六斗五升貳合

米成三石九斗五升七合

一銀壹匁三分
。小もの成

一〃貳百六匁五分
先割

一〃貳匁五分
。通人別

貳百拾匁三分

入廿三匁七分七厘
。去過之分入

入廿七匁壹分貳厘
。被下米代

忠兵衛組

辰藏

一高拾壹石三升九合

内壹斗四升貳合 引

残高拾石八斗九升七合

内貳斗四升七合 上之上田引

拾石六斗五升

米成四石三斗六升六合

一銀五匁五分三厘
。小物成

一〃貳百廿七分九分
先割

一〃貳匁五分
。通人別

貳百三拾五匁九分三厘

入廿七匁九分
。去過之分入

入廿九匁九分三厘
。被下米代

秋の研修旅行記

研修部 垣 口 正 信

旅行で一番気になるのはお天気である。

十月一日（日）、日本気象協会神戸支部の発表によると、「九州の西方海上に低気圧が発生して近づいて来るので兵庫南部及び大阪は、北東の風曇昼頃から時々雨になるでしょう」と予報が出された。

今回秋の研修旅行は、国立民族学博物館、野崎観音、石切剣箭神社で、春の事情を踏まえて参加希望者の要求に応えるため、バス二台とした。

当日の参加者は七十五名、（一号車三十五名、二号車四十名）で午前八時三十分山崎を出発した。

集合の時より、淡墨を流したような空から、ぼつぼつと小雨が降り出して、旅行日和としては最悪の条件となった。

バスは、中国自動車道を東へ、途中名塩のPAにてトイレ休憩をとる。この時分には雨もあがり、吹田に近づくにつれ空がやや明るくなり、傘の必要もなくなった。

万博公園中央駐車場に十時五分到着する。公園前広場には、不安定な天候にもかかわらずエキスポランドで遊ぶ子供連れの家族や、公園へ急ぐ若者たちが慌しく行き交っている。最初に見学す

る国立民族学博物館は、公園内の北寄り日本庭園前にあり、平日は、修学旅行や団体は車の乗り入れが許可されていて、博物館前に着けてもらえるのだが、あいにく日曜日はこちらができないので全員歩くことになる。

中国自動車道を跨ぐ陸橋を渡り、中央ゲートから入ると、太陽の塔が目の前に見上げるようにある。

万国博覧会の「人類の進歩と調和」をテーマに開催されたシンボルである。二十五年前の博覧会を思い出しながら、広い芝生や木立に囲まれたさわやかな秋の景色を眺め博物館への道を歩く、途中、またまた小雨が降ってくる。

お祭り広場前に来ると、広場いっぱい車と人で賑わっている。道行く人に尋ねると、月平均二回ガレージマーケットと言いつ、車に日用品雑貨、衣類などを積み込んで来て即売する日であるとのこと、一般市価より格安で飛ぶように売れるらしい。大きな袋を下げ、品物

株式会社
安井書店

90山崎町山崎郡栗
TEL山崎②0700(代)

を買った人が中から出てくる。時間があれば立ち寄って見たいと思っただけである。

お祭り広場を過ぎるとすぐに、民族学博物館に着く。さすが国立だけあって、常設展示館と特別展示館を備えた総合資料館で立派な建物に驚く。今、特別展示館では「現代マヤ、色と織に魅せられた人々」をテーマに、マヤの民族衣装や織の技、生活、儀式と日常の状況がわかるような展示がなされているが、我々は常設展示館を観る。時間の都合で、この見学時間は一時間とする。

入館の際、手渡された葉によると、「この博物館は、民族学（文化人類学）の調査研究

の成果に基づき、世界の諸民族の社会と文化に関する最新の情報と知識を人々に提供し、人類についての認識と理解を深めることを目的として設置されたものです」とある。

先ず、一階の正面から二階に上がっていくと、オセオニアの展示から始まり、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、

きれいなカラープリントの店



Specialty Camera Shop
コニエカメラ

本店 六栗郡山崎町東鹿沢26-3 ☎62-2089
フリーダイヤル ☎0120-440-990
FAX0790-62-7429
睨ランド店 TEL0790-63-0533

西アジア、東南アジア、中央北アジア、東アジア、朝鮮半島の文化、中国地域の文化、アイヌの文化、日本の文化に至るまで世界を一周し、各国の文化の比較や関連性を見ることが出来る仕組みとなっており、また、ビデオテイクが設けてあって、観客のリクエストに応じて映像が自動的に送られてくる装置がある。

入館する時、二人に一枚カードが渡されたが、実際に利用された方はあまりなかったのではと思う。

また、時間の関係上、展示についても三分の一程度しか見ることができなかった方も相当あったように思い、興味や関心が深く、楽しみにしておられた方々には本当に申し訳がなかった。

十一時三十分玄関前に集合し、元来た道を引き返す。この頃から本格的に雨が降ってきて皆一斉に傘を広げる。

レストランにて昼食後、十二時五十分万博公園を後に雨の近畿自動車道を南へ、大東市野崎観音へと向う。

二号車は車中にて、堀口会長持参の映画主題歌懐かしのメロデーのテープを流してもらう。赤城の子守唄に始まり、野崎小唄や明治一代女など十数曲、オールドファンにはこたえられない歌の数々を聞きながら、門真大東ICを一般道へと出る。途中、スーパリーのバーゲンセールがあったのか、すぐく車が渋滞するも、国道八号線を奈良生駒方面へと進み、ようやく午後二時十分野崎へ着く。バスを降り、全員雨の中を裏参道より参詣する。

野崎観音は、正しくは福聚山慈眼寺と言い、現在は曹洞宗の禅寺であり、行基自らが刻んだ観音を安置したのが始まり、本尊は十

一面観音で、安産、子さづけ、縁結び、開運、厄除け等の観音さまとして有名である。

また野崎は、お染久松を主題にした近松半二作「新版歌祭文」をはじめ、鶴屋南北作「お染久松色読販」などで芝居や浄瑠璃により上演されて一層有名になった。

昔この辺りは、寝屋川の支流が大和川へと流れ、水は、大阪の堀割にも通じており、船で行き来したものであったと思う、野崎小唄にあるように、

野崎参りは屋形船でまいろ

どこを向いても菜の花ざかり

粋な日傘にや蝶々が止まる

呼んで見ようか土手の人

歩いて参る人や駕籠で行く人はこの土手を行ったもので、お馴染みの落語「野崎まいり」にある、船の客と土手を行く人とのからかい合いなど、お参りする道中の楽しさがあった。寺の人に、昔のことなど尋ねると、土手はあの辺りにあったと指差されたが、密集した街の中でよく判らなかつた。終戦頃までは土手や畑が残っていたが、今は埋められてしまい、観音さん一帯も住宅地として、近代的な家が建ち並び、昔の面影や情緒を偲ぶよすがもない。

毎年十月第一日曜は大護摩供養の日で、護摩をたき、一年間の無病息災と無事が祈願される。今日はその日である。午前中は、多くの信者のお参りがあったが、我々の参詣した時間には護摩たきも終わり、残り火を始末しているところであった。各自観音さ

んにお参りする。本堂下の休憩所では、ぜんざいの接待があり、早速戴く。温かい甘く美味しさは格別で、雨に濡れた身体は疲れも吹き飛びこの上もないみ仏のお恵みと感謝の気持ちでいっぱいであった。

二時四十分、野崎を後に国道一七〇号線を東大阪市石切さんへと向かう。道すがら石切と言う名のとおり、道路の両側には、ところどころ造園石材店があって、仏像や灯籠など、石の彫刻、置き物が店先にたくさん陳列してある。このような光景を眺めながら、石切さんへ三時に到着する。

車を降りると、最初

に目につくのが大きな絵馬殿でこれをくぐる
と本社参道への石畳が続く。この石切剣箭神社は、饒速日尊と可美真手命の二柱を御祭神として祀られており、どんな強固な岩でも刺し貫くような立派な剣と箭(矢)を御神体とされている。一般には、「石切さん」と呼ばれ、でき物(腫れ物)の神

おくすりの相談と処方せん受付

ごこう薬局

薬 剤 師 岸 本 八重子
薬 剤 師 岸 本 弘 子

山崎町東和通り・☎(0790)62-1190

様として信仰を集めている。境内には、他に五社明神社、神武社、水神社、乾明神社等があって、雨にもかかわらず大勢の参拝者で賑わっている。

中でも、特に目を引いたのは、降りしきる雨の中傘もささず、ずぶ濡れになりながら家族の病氣平癒の祈願かけ、黙々とお百度を踏む人達の真剣な姿に心を打たれた。

また、本殿前に枝を張る樹齢約四百七十年の巨大なクスの木は、東大阪市の指定文化財で、樹の周りは玉垣で囲われ保存されている。老樹にもかかわらず、雨に洗われた葉は光り輝いているようであった。

お参りをすませて店屋を見て回る。近鉄石切駅を出た参道筋一キロ程の間に約百五十軒いろいろな店屋がある。せんべい屋、団子屋、漬物佃煮屋、八百屋、魚屋、食堂、菓草店等々賑わっている。私は、有名な一軒の手焼きせんべい屋に立ち寄り、店の人から話を伺った。原料は小麦粉で晒して



ないものを用い、暑さ寒さによって材料を加減することであった。

鉄板に流して焼き、石切、千両の字型が入る、出来上がったものはよく冷めてからでないかと売らない。

矩形の小せんべいと瓢箪型の大せんべいが売られている。味は香ばしく、噛むほどに美味しい。しかし、固くて年寄りには歯がたたないと思った。

この参道筋商店街も最近変化が起きてきたと言われる。それは、約三十軒程の占いの店が並び、相性、結婚、就職について占ってもらう若者が増え、神社にお参りするだけでなく、占いが目的で来る者が増え、神社にお参りするようになってきた。これも、時代の流れかと考えさせられる。

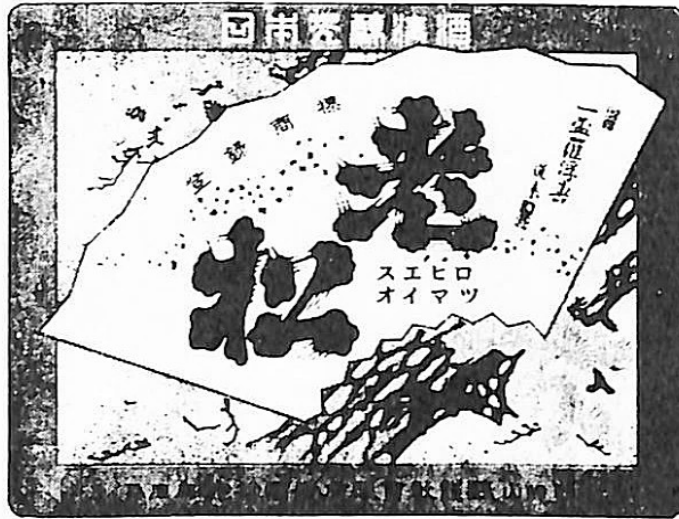
石切さんを四時に出発する。依然として雨は強く降り続く、東大阪北ランプより近畿自動車道に乗り入れ、秋雨煙る中国自動車道を一路帰途につく。一号車は、カラオケ大会に花が咲き、自慢のどを競い合い、楽しい雰囲気がかもしだされ、大いに盛り上がった。吉川を少し過ぎると電光掲示板に、滝野社と加西間で車の横転事故があり通行止と報知された。大阪市内を順調に走り、予定より相当早く帰れると思っていた矢先の出来事である。滝野会ICに近づくにつれ車が渋滞しだす。通行車輛はすべて一般道に降り迂回することになる。辺り一面は雨の影響もあり、薄暗く暮れてくる。

再び、加西ICより中国自動車道に乗り入れ帰路につく。山崎

へは、思った程の遅れもなく、六時五十分頃全員無事に帰着することができた。

研修旅行も、永年回数を重ねてきたが今回のように終日雨に降られた例はなく、会長さんの挨拶にも時にはこんな旅行もあったと思いの一つにしてくださいと言われた。

悪天候にもかかわらず、参加くださった会員さんには心から厚く御礼申し上げます。



事務局だより

※ 平成八年度行事予定

● 会報部

会報87号を四月に、88号を九月に発行します。

● 研修部

・春の研修旅行を五月十九日(日)に信楽・伊賀上野方面へ実施します。

・秋の研修旅行を時期と目的は未定ですが実施します。

● 史跡部

尼ヶ鼻または段の観音堂かに石碑を建立したいと思っております。

※ 役員さんが交代されました

● 河東地区支部長が織金義雄さんから織金達夫さんに変わります。